

# 同友会だより

vol.9 2015.9.23

発行：在日韓国良心囚同友会

## 在日韓国良心囚同友会からのご挨拶

友人の皆さん、アンニョンハセヨ。

猛暑の8月もいつの間にか過ぎ、秋風を感じる季節となりました。皆様のご支援を追い風に「在日韓国良心囚同友会」の仲間たちは、今夏も再審裁判で大きな成果をあげています。

まず7月23日、李哲氏の高裁無罪判決がありました。そして8月には、猛暑を吹き飛ばすような「無罪ラッシュ」が続きます。13日に康宗憲氏の大法院（最高裁）判決があり、検察の上告が棄却されました。2年7ヵ月という前例のない長期間を経ての宣告でしたが、これで氏の無罪が確定したわけです。

さらに6日後の19日、金淳一・李東起の両氏に大法院で無罪が確定しました。李東起氏はすでに故人ですが、遺族にとっては何よりも朗報となったことでしょう。

朗報は秋の知らせとともにまだ続きます。9月10日、1年8ヵ月を待ちわびた李東石氏の再審がついに終結し、大法院は検察の上告を棄却することで氏の無罪が確定しました。翌11日には李珠光氏の高裁判決があり、ソウル高裁は無罪を宣告しています。

振り返ってみれば2010年7月15日、李宗樹氏の再審無罪判決から今日に至るまで、私たちの再審裁判において宣告された判決は全て「無罪」でした。それ以外の判決はありません。この厳然たる事実が意味するものは何でしょうか？

1970年代から80年代にかけて、軍事政権下で量産された在日韓国人の“スパイ”事件はすべて、不法な拘禁と非人間的な拷問捜査による捏造であったことを、保守政権の司法部ですら認めざるを得ないという現実ではないでしょうか。であるなら、これ以上、再審請求という苦難の過程を経ずとも全員が救済される道を、政府が国家的な次元で模索すべきではないでしょうか。「特別法」の制定が現実的な課題として浮上しているのです。

私たちにはまだ、それを実現するだけの政治的な影響力はありません。しかし、これからも再審無罪の勝利を積み重ねることで、一歩いっば、前進していきたいと思います。友人である皆さんの声援を支えに、その道を切り開いていきたいと思うのです。

来る11月22日には、あの「11・22事件」から40周年を迎えます。その日を期した市民集会を準備しています。多くの方々の参加を期待します。これからもよろしくお願ひします。

2015年9月

「在日韓国良心囚同友会」一同

### 目次

- 在日韓国良心囚同友会からのご挨拶 …………… 1
- 再審の無罪が確定して思うこと（康宗憲） …………… 2
- 再審無罪判決が確定して（李東石） …………… 3
- 皆様に心より感謝申し上げます！（李哲） …………… 4
- 李哲さん再審判決ソウル地裁公判傍聴報告  
（松本百合） …………… 6
- 李珠光さん再審無罪判決を傍聴しました  
（岡内克江） …………… 9
- 崔然淑さんの再審裁判、  
10月23日に判決公判へ（安野勝美） …………… 10
- 紹介『祖国が棄てた人々  
—在日韓国人留学生スパイ事件の記録』 …………… 10

2015年8月13日午前10時20分、韓国大法院(最高裁)第二部における宣告をもって、私の再審裁判はすべて終わりました。判決は呆気ないものでした。担当大法官(判事)が事件番号と被告(私)の姓名を確認し、一言、「検事の上告を棄却する」…。それだけです。1分もかかりませんでした。

でも、私にはその一言だけで充分でした。この一言を聞くために、2年7ヵ月も待ったのです。在日韓国人“スパイ”事件の再審上告審で、これまでの最長記録は1年8ヵ月でした。何の取り柄もありませんが、自慢にもならない記録更新をしたことになります。



なぜ、こんなに判決を引き延ばしたのか、私にはわかりません。死刑確定囚としては、初めての上告審だったからかも知れません。その間に主任判事が3人も交代しましたが、13人の大法官の中でも特に保守傾向の強い判事ばかりでした。また、現政権下で反動的な差し戻し判決が続いていることもあってか、前日に会ったシム弁護士は「最悪の事態も覚悟して下さい」と、いつもの深刻な表情で私の緊張を目一杯に高めてくれました。

しかし、私は無罪(検察の上告棄却)を予測していました。高裁判決を覆すだけの新たな証拠も提出されていないし、紆余曲折はあっても、韓国民主化の成果である「過去事件の真相究明」という歩みを、決して後退させる事はできないと確信しているからです。大法院の判決文を読んで、その思いはさらに強まりました。判決文の一部を引用します。

「原審(ソウル高裁)はキム・ヒョンジャンの法廷証言を、信憑性のある状態でなされたものと見なすことができないので証拠能力を認定しないと判断した。他の証拠も、捜査権限のない陸軍保安司令部捜査官により、長期間の不法拘禁と拷問、暴行、脅迫などで取得したものであるか、その影響による心理的圧迫感や精神的強圧状態が持続された検察の取り調べや第一審法廷で取得したものであるから、その証拠能力がないか、有罪と認めるだけの証明力を認定できないと判断した。

原審のこうした判断は正当であり、上告理由で主張するような論理と経験の法則に関する違反は見られず、自由心証主義の範囲を逸脱したり、伝聞証言の証拠能力に関する法理を誤解したと見なすだけの違法も存在しない。

よって、本件に関与した大法官の一致した意見で、検察の上告を棄却する」。



ソウル高裁の裁判は、1年近くに及ぶ困難な法廷闘争でした。私を何としてでも“入北して朝鮮労働党の職員になった者”に仕立てようとした極右勢力と検察が、獄中で隣室にいた国内政治犯に“証言”までさせたからです。彼は、証言後に訪日し、東京・名古屋・大阪の民団本部で“従北分子、康宗憲の正体を暴く”

といった趣旨の時局講演を行いました。『民団新聞』や『統一日報』が、一斉に私を誹謗中傷するキャンペーンを展開したのは言うまでもありません。

状況は困難を極め、連中のあまりの執拗さに挫けそうにもなりましたが、皆様のご支援を受け何とか克服することができました。そして、韓国司法部の良心が、私に無罪を宣告したソウル高裁の判決文だと思います。今回、大法院もその判断を受け入れるしかなかったのです。

先日、某日刊紙の記者から、「8月30日に国会議事堂を囲んだ若者たちの姿を、どう評価するのか」と取材されました。彼らの行動は、まさに40年前の私たちの姿です。記者は私の言葉を次のようにコラムで表現しました。今の私の心境が、よく反映されていると思うのでこれを結びにします。

「努力しても、今は成果が出ないかもしれない。でも歎く必要はない。訴えは蓄積され、きっと実を結ぶ。わたしの無罪も、人々が世代を継いで積み重ねた民主化の結晶だったのではないのでしょうか」。

## 再審無罪判決が確定して 李東石

2010年春、韓国から来た「真実和解のための過去史整理委員会」の調査を受けた時から、私の再審が始まった。

以後、2011年2月10日に再審請求をソウル高等法院に提出。なかなか開始決定が出ず、2012年5月9日に再審請求補充書をソウル高等法院に提出。再審請求を提出して1年7か月経った2012年9月7日、ソウル高等法院は再審開始決定を出した。

2013年10月25日、第一回目の公判がソウル高等法院で開かれ、本人確認をした後、弁護士が早期結審を要求して閉廷した。二回目の公判は11月20日に開かれ、結審の予想を覆し検事側から証人申請が出され受理された。三回目の公判は12月18日に開かれ、検事側の証人が出廷した。私を調査し、調書を書いたとされる元保安指令部の調査官が証言台に立ち、検事の質問に答えた。私を調査した事はなく調書の署名も自分がしたものではなく、当時の上司が勝手に署名・捺印をしたもので、私を調査した事はない。また当時、民間人の調査権のない「保安司令部」が「中央情報部」の調査員の名前で“偽造”したものだと言った。つまり偽造された調書は証拠能力が全くないと言うことを、検事側の証人が証言したのである。年を越えて2013年1月17日に、ソウル高等法院は「無罪」判決を下した。一言の謝罪もない判決であったが、裁判としては完全な勝利判決であった。4回開かれた公判に日本から救援会の方々や在日同胞が大勢傍聴して下さって、私を励まして下さった。

公判内容から検事が上告を断念するのではと期待したが、検事が上告して私の「無罪判決」は、大法院の判決を待つことになった。新しい“証拠”が出てくる訳でもないのに、大法院の判決はそれほど待つことなく「無罪判決」が確定するものと思ったが、高裁判決から1年8か月待たされることになった。再審請求から4年7か月、1975年11月22日下宿先から韓国「保安司令部」によって連行されてから40年経って、やっと私の「無罪判決」が確定した。

40年前、まだ23歳だった私は真冬のソウルの「保安司令部」で過酷な取り調べと不安で完全に自分を見失っていた。着替える下着一枚なく、零下の監房で闘う気力もなく、自分がどのような状況にあるのかさえ分らなかった。

1審の判決公判に初めて救援会の方が傍聴に来られて、8年の実刑判決を受けたにも関わらず、なぜか安心した事を今でもはっきりと覚えている。5年の実刑判決が確定して大田教導所で獄中生活を送ることになった私を、1980年8月15日に仮釈放されるまで何度も面会に訪れ、激励の絵葉書を毎日送り、集会、署名運動、デモ、釈放を求める市議会決議を全会一致で採択する等、私を励まし家族を支えて下さった多くの救援会の方々に、連行から40年経って「無罪」が確定した事を、心から感謝を込めてご報告したいと思います。



釈放され日本に帰ってきて「4年8か月の獄中生活をどう思うのか」という問いに、「4年8ヵ月が無駄な時であったのか、後悔する時であったのか、価値のある体験をしたと思えるのか、その答えを出すのは釈放後の私の生き方にかかっている」と答えたことを思い出します。私が釈放後自信を持って生きて来れたのも、多くの救援会の支援・激励があったからです。連行から40年経って勝ち取った「無罪判決」は私の力ではなく、救援会の方々の力で勝ち取ったものであり、韓国が勝ち取った民主化運動の勝利でもあります。この「無罪判決」は、私が釈放後間違った生き方をしていないという証明であり、だからこそ多くの救援会の方々、釈放後に知り合った多くの方々までもが、支援・激励をして下さり「無罪判決確定」を自分のことのように喜んで下さっているのであると思っています。

この無罪判決確定が、23歳の私に戻してくれるわけでもなく、これからの生活に、大きな変化は無いでしょう。今まで通り、私の信念を持って生きていくだけだと思います。今後とも、まだ再審に至っていない、多くの「在日韓国良心囚」への支援、「在留資格」の原状回復に、今まで以上のご支援をお願いいたします。

(2015年9月14日 李東石)

**皆様に心より感謝申し上げます！** 李哲

私たちが獄中に捕らわれている間は心を痛め、釈放された後には同友会の活動に深いご理解とご協力下さった多くの方々に心から感謝いたします。

同友会では数年前から軍事独裁時代の裁判をやり直す「再審」を要求し、現在まで20数名の人たちが再審無罪を勝ち取りました。これは私たちと救援運動の歴史的な大きな勝利だと言えるでしょう。

この私も、去る2月9日ソウル地裁で無罪判決を受け、7月23日にはソウル高裁でも無罪判決を受けて、現在大法院に係留中となっています。ソウル地裁の裁判長は判決の時、「強権時代に人権を守るべき司法府が守ってやれなかったことを申し訳なく思い、今回の無罪判

決して少しでも心が癒やされることを望みません」と言及されました。私も近い将来他の同志たちと同じように、大法院でも最終的に無罪が確定するものと確信しています。

私たちの釈放と現在進行中の再審無罪は、全的に皆様方の支援のお陰です。私たちは獄中にあるあいだ救援活動をして下さった皆様のご支援の力で、あらゆる困難を克服してきました。困難にぶつかる度に応援してくださっている皆様のことを思い起こし、いつかお会いするときは皆様のご支援に恥ずかしくないよう思い続けてきました。

同友会は、これからも皆様と意思を一つにし、韓国の民主発展と祖国の平和統一のために一歩いっほ邁進していく所存です。来る11月22日の再審勝利集会には、多くの方々が参加されて、再審の報告と救援運動の懐かしい歌の数々を楽しまれるよう、お願い致します。

(2015年9月19日 李哲 拝)



在日良心囚再審裁判の経過（於：韓国ソウル）

2014年				6月23日	李哲氏	高等法院	第2回公判
11月14日	李哲氏	地方法院	第1回公判	6月25日	同友会金權泰治癒センターから表彰		
11月28日	李哲氏	地方法院	第2回公判	7月23日	李哲氏	高等法院	無罪判決
12月15日	李哲氏	地方法院	第3回公判	8月13日	康宗憲氏	大法院	無罪判決
12月29日	李哲氏	地方法院	第4回公判	8月17日	李珠光氏	高等法院	第3回公判
				8月19日	崔然淑氏	高等法院	第1回公判
2015年				8月19日	金淳一氏	大法院	無罪判決
2月9日	李哲氏	地方法院	無罪判決	8月19日	李東起氏	大法院	無罪判決
4月15日	李珠光氏	高等法院	第1回公判	9月10日	李東石氏	大法院	無罪判決
5月19日	李哲氏	高等法院	第1回公判	9月11日	李珠光氏	高等法院	無罪判決
6月17日	李珠光氏	高等法院	第2回公判	9月16日	崔然淑氏	高等法院	第2回公判

## 《 2015/2/9 地裁無罪判決 》

昨年(2014年)の11月14日に始まった李哲さんのソウル中央地裁の再審公判は4回開かれ、いよいよ2月9日に判決公判が開かれることになり、李哲さんご一家、康宗憲さん・山田さん・崔さん、大角さん・泰山さん・黒肥地さん・東京の石井さんたちとソウルで合流しました。

明日の公判無罪判決を確信しての前祝会が開かれ、弁護士さんらも含めて「無罪、間違いなし」の聲が飛び交いました。それでも妻の閔香淑さんは、「明日の判決が無罪でも有罪でも、受け入れる心の準備はできている」と発言し、この「事件」に苦しんできた家族の苦しみを私たちは改めて気付かされました。

空は超快晴、今日の良い判決を願って、閔香淑さんのオモニである故・趙萬朝さんがいつもお祈りに行っていたミョンドン(明洞)のカトリック教会に、李哲さん一家とともに行きました。李哲さんが釈放されて、金壽煥(キムスファン)枢機卿の司祭により、1988年10月28日に閔香淑さんと結婚式を挙げた教会でもあります。

午後2時ソウル中央地裁第424号法廷において、李哲氏の判決公判に日本から行った私たちの他、姜鐘健氏、金榮珍氏、李ファヨン先生、長期囚のハン氏、金長浩氏、柳廷植氏、張義均氏の夫人、呉チャンネ氏、シスター達10名、故・朴ジョンヨル氏の夫人と息子さんなど、支援している人々で傍聴席は満員でした。

いよいよ李哲氏の判決公判が始まり、韋賢碩裁判長が判決文を読み上げました。主文は最後に回し、起訴状の一つひとつの内容や有罪とされた証拠、そして本人、閔香淑さんや金ジフン氏らの当時の陳述は信用に値しないと、全ての内容が否定されました。再審公判で陳述した本人、閔香淑さん、徳永直さん、姉の李秀代さん、出廷しなかった金ジフン氏、具光信氏らからの文書など、アリバイを証明した証拠も全て採用されました。私は「熊本の百貨店の時計の保証書」と述べた時に、熊本県警がそれを確認するために大洋デパートに行ったこと(アリバイつぶし)への怒りを思い起こしました。

そして最後に、主文。李哲さんを立たせて「被告は無罪」と述べ、有罪とした司法部の過ちを謝罪しました。裁判長は、最後まで大きな声ではっきりと述べましたので、「無罪」と述べたときに「おおっ」という声と拍手、そして謝罪を述べた時にも法廷内は大きな拍手で沸きました。李哲さんよりも先に、お子さんのタソミさんやウンソルさんが目を真っ赤にして泣き出していました。

廊下に出て、李哲さんに花束が渡されると、カメラが取り囲みました。法廷から建物外に出てくると朝の快晴はなんのその、何と大雪が舞ってきて、天も祝福しているとの声があがりました。持参した救援会の声明文と、李哲さんの略歴を周囲の方々に配布しました。この日は最低気温がマイナス13度になりました。みんなで集合写真を撮り、李哲さんが少しインタビューを受けた後、弁護士さんも含めて、みんな



なで喫茶店に行き、しばし団欒休憩をしました。

そして、6時30分より、インサドンで多くの裁判傍聴者や弁護士さんたちにより、李哲さん無罪祝賀会が開かれました。康宗憲さんの「今日は無罪の人が無罪、有罪の人が有罪を宣言された有意義な日だ」。弁護団よりの「在日良心囚代表である李哲さんの再審無罪を勝ち取った意義、また『真実・和解のための過去事整理委員会』の調査を受けないで再審無罪を勝ち取った意義が大きい」「李哲氏は自分の再審に積極的でなかったが、説得を受け入れて再審を開始した。負けるわけにはゆかないので、我々はそのために、張弁護士を中心に全力で取り組んだが、裁判長も李哲事件の資料に全て目を通し、反論の余地が一つもない判決文を出してくれた。これでは検察は控訴できないはず」との感想がありました。



李哲さんは「韓国の司法部が信頼できず、自分個人の再審には消極的で、在日韓国人良心囚全員の無罪を同友会代表として求めてきたが、弁護団の『悔しくないのか』との問いに、『悔しい』と答えて、自分も再審裁判をすることを決意した。真実和解委の調査に最初から意欲的に取り組んだ李宗樹氏らの勇気と、再審無罪確定。元死刑確定者の康宗憲氏の難しく厳しかった再審の取り組みの上に、今日の判決がある。今後は、在日韓国人良心囚全員が救済されるよう、特別法が立法されることを願っている」。延々たる祝賀会を終え、2次会では参加者全員が歌を歌って、「再会」や李哲さんの歌「我生きんと欲すれど」も出て盛り上がりました。

翌日10日は、閔香淑さんのオモニ、故趙萬朝オモニの眠る坡州（パジュ）市のソウル市墓地公園を弔問し、オモニに花を捧げ、無罪判決の報告をしました。また、11日に帰国する前に、ソウル西大門拘置所跡地の公園（日帝刑務所公園と称され、その歴史や人士たちの展示館になっている）を訪問しました。李哲さんのいた独房舎、閔香淑さんがいた獄舎などは、日帝刑務所の外側に当時増設されたもので、すでに取り壊されてマンション群となっていました。李哲さんのいた10舎は残っており、その前で記念撮影をしました。

この中で、「11・22事件」など約160人とも云われた在日韓国人良心囚が閉じ込められ苦しんでいたことや、今は監視兵もいない監視塔を眺めながら、趙萬朝オモニと今日は面会できるのか、せめて差し入れはできるのかと不安から、ここに通ったことが思い出されました。

また、壁に囲まれた死刑場も残っており、中を見学することができました。Yの字の道の

左側を行けば死刑場、右に行けば事務所という話が目前のものとなり、また死刑場の壁の内外にはポプラの木が2本、「血を吸うポプラ」との標識があり、日帝時代に処刑された独立運動の人士、そして大韓民国時代に処刑された人士の方々を思い、李哲さん一家とともに見学して感無量でした。李哲さんは、この公園の中に在日韓国人良心囚の碑を作りたいと訴えていました。

(松本百合)



## 《 2015/7/23 ソウル高裁で再審無罪判決》

2月9日にソウル地裁で再審無罪判決を受けた李哲さんのソウル高裁再審公判が、検察側の控訴により、5月19日と6月23日に行われ、いよいよ7月23日午前10時より李哲さんのソウル高等法院・再審判決公判が開かれました。日本からは李哲さんと閔香淑さんご夫妻、支援に駆けつけた大角さん、岡内さん、黒肥地（新島）さん、住谷さん、村上さん、東京の石井寛さん、熊本の宮崎勇市さん。そして康宗憲さんと金英姫さんの9人。それに金槿泰記念治癒センターのある教会の修道女さんをはじめ、多くの支援者が集まっておられました。

303号室で10時より開始された公判では、裁判長は「事件の公判の1審時には罪を認めていたが、今回の再審でアリバイの物証や婚約者・閔香淑さんや、徳永直さんらの証言は信頼できるし、一度信頼してみる」と述べ、検察には罪を証明する物証がないので控訴を棄却、再審1審の（無罪）判決を支持する」と、判決文を読み上げました。

李哲さんは、高裁でも「無罪」となり、裁判長の判決を聞いた直後に、傍聴者は一斉に拍手をしました。李哲さんも、閔香淑さんも満面の笑顔となり、握手攻め。花束を抱いて、記念撮影。李哲さんは記者の取材を受けた後、カフェでみんなと歓談しました。

判決について、李哲さんは「ソウル地裁の無罪判決に比べて、今回の裁判長からは当時の司法部の有罪極刑判決についての言及も、謝罪もなかった。副審の二人も権威主義的で、「良い裁判長グループ」ではないように思うが、それでも無罪となった。まだ、名誉回復できていない全員の救済を合わせて求めてゆきたい」などと、ひと安堵の思いを語りました。

また、「70年代の起訴の内容を延々と並べて立てて（これでは有罪判決になるのではと心配した方も）、しかし、今回の閔さんたちの証言を聞いて「信頼できる」と口頭ではあるが述べ、そういう司法部の立場でも無罪とせざるを得なかったということで価値ある判決」と評価する声もありました。

交流会に参加されたみなさんは、李哲さんの再審高裁無罪への祝辞を述べながら、まだ、これは始まりなので、今後も日本での救援運動を続けてほしいと言われました。

姜鐘健氏は、この日の11時30分から刑事賠償の裁判が同じ303号室であり、「書類1枚出すだけ」と傍聴者なしで行かれました。裁判長は、「社会安全法の監護処分を受けたのは、転向するか、しないかを自分で選んだのだから、賠償しなくてもよいのでは」と言ったそうで、本人は大怒り。社会安全法の監護処分についての刑事賠償訴訟は、姜鐘健氏が初めてのケースとなるそうで、判決が注目される。「判決は9月頃に出るだろう」と語っていました。

翌24日は、日本に帰る前に、李哲さんらといっしょに城北区吉音(キルム)にある金槿泰(キムグンテ・故人)記念治癒センターに行きました。大きな教会の修道女さんたちの建物で、お茶を頂いた後、治癒センターを見学。これまでの取り組み(催しやPTSDに苦しむ人々の治癒の様子)と、6月25日の2周年記念祝典で表彰されて、記念品を受け取った時の、同友会代表としてスピーチをした李哲さんの映像を見ました。そのスピーチはハンギョレ新聞に掲載されています。

(松本百合)



## 李珠光さん再審無罪判決を傍聴しました

岡内 克江

9月11日、ソウル高等法院303号法廷で、李珠光さんの判決公判を傍聴しました。裁判官は過去の判決の有罪事由に触れながら、それを一つひとつ否定していきました。最後に『無罪』という言葉が、私の耳にしっかりと届きました。

法廷を出た李珠光さんの目はひかり、やや硬い表情ながら、笑顔がこぼれていました。花束を受け取った彼の表情には、安堵感が広がったように思いました。花束を二つも抱え持った彼は、私たち傍聴支援者4人と、すでに無罪を勝ち取った人、再審の決定を待っている人、そして張敬旭（チャンキョンウク）弁護士さんと共に、カメラに収まりました。長い闘いの末に得た無罪でした。



その後、韓国料理をいただきながら、祝杯を何度もあげました。彼は、ソウル郊外に住む親せきたちと御祝い会をするため、帰って行きました。

翌12日、私たちは特に用もなく、ソウル北の山の中腹にある大きな道峰寺（トボンサ）というお寺に行きました。はるか下にソウルのビル群を眺め、誰でも自由に無料でいただける食堂で、豆ごはんや野菜料理をいただきました。澄んだ爽やかな山の空気をいっぱい吸って、今回の旅の幸せをかみしめ帰国の途につきました。（岡内克江）



### 【李珠光氏の略歴】（李珠光氏を救う会発行「救援通信 NO.24号」から）

- ・1952年12月17日 愛知県名古屋市中で生まれる
- ・1970年3月 愛知県立瀬戸高校卒業
- ・1970年4月 中京大学入学
- ・1972年4月 中京大学休学・ソウル在外国民研究所を経て高麗大学英文科3年に編入
- ・1976年3月 中京大学復学
- ・1978年3月 中京大学卒業
- ・1978年3月 南山大学院研修生
- ・1979年6月 民団東中支部に就職
- ・1981年10月28日 民団主催の祖国訪問団を引率中に、国軍保安司令部により逮捕
- ・1982年3月22日 第一審15年刑の判決
- ・1982年7月16日 第二審控訴棄却
- ・1982年11月9日 大法院差し戻し判決
- ・1983年3月24日 差し戻し審15年刑判決
- ・1983年6月28日 大法院判決 15年刑確定  
光州矯導所に収監
- ・1988年6月30日 仮釈放  
愛知県瀬戸市在住
- ・2015年4月15日 ソウル高等法院再審裁判 第1回公判
- ・2015年6月17日 ソウル高等法院再審裁判 第2回公判
- ・2015年8月17日 ソウル高等法院再審裁判 結審
- ・2015年9月11日 ソウル高等法院再審裁判 無罪判決

9 月 16 日水曜日、ソウル高等法院 505 法廷、裁判長ソテファン。15 時 30 分の項に、「崔然淑・国家保安法違反」とある。一つ前の裁判が遅くなったので、15 時 42 分に入廷。直前の人と入れ替わり、張弁護士がまだ席にも着いていない中で、裁判長がはじめる。

裁判長と弁護士の簡単なやり取りの後、金東輝さん、姜鐘健さんが、証言台の前で宣誓。金さんの方が先に証言するというので、姜さんが外に出ることとなったが、そこで一言あるのは姜さんらしい。

それぞれ、15 分から 20 分のやりとりであった。まず、両者の事案と裁判のこの確認が中心である。その後、崔さんのことについて知っていることを聞かれていた。

裁判官も確認したかったのは、二人が崔さんのことについて知っていることの信頼度だったと感じられた。自由にコミュニケーションできたわけでもない中で、その情報をどのように入手したのか、判事として確証を得たいということだろうか。

証人が意見を述べていると、裁判長が「事実について教えてください」と言ったのは、そのことを特に気にしていたのだろう。

二人の証言の後、検察の質問は、それぞれ一件のみ。また陪席判事も、それぞれ質問があった。特に女性判事は、原告が女性ということもあり、少し多めであった。検察からの最終の発言は、通常「原審どりに」というのであろうが、今回は、「法に則って……」というものであった。

本人抜きの裁判をどう評価するのか、意見の分かれるところであろうが、とにかく、今回は判決公判、追加証言等があれば、それまでに受け付けるとのことである。来月、「無罪」の判決を期待している。40 年の 1 ヶ月前に。日本からの傍聴者は、証人の金東輝、連れ合いの宋貞智さん、金元重さんと安野の 4 人であった。

(安野勝美)

紹介『祖国が棄てた人々 —在日韓国人留学生スパイ事件の記録』

(金孝淳・著／書海文集出版／近日、日本語版出版予定!!)

到底信じられないだろうが、過ぎし時代に、国家転覆を企てたと物々しく発表・報道（または発表もなしに隠ぺい）され、幾多の若者を死刑・無期囚に追いやった「在日韓国人留学生スパイ事件」のほとんど全部が捏造であったことを『祖国が棄てた人々』は生きいきと、そして冷静に示してくれる。それらの事件の真相と被害者の無念の事情と、事件を捏造した政権の非道徳性を、具体的で総合的に明かした本は、これが初めてである。

想像を絶するこの本の内容の真実性は、被害当事者の証言と民主社会のための弁護士の集い（民弁）の弁論および裁判資料、日本朝野の証言、そして何より数十年が過ぎた後になって、やっと重刑を宣告した司法部の過去の判決が過ちだったことを明らかにし、再審でほとんど無罪判決を下した大韓民国司法部が保証している。被害者と同時代を生きた人間として、私たちは、この本の証言に無関心でいる権利がない。ただ関心を傾けて、このおぞましい悲劇をふり返り、再発防止策を考え抜く義務があるのみである。

(ハンギョレ新聞：書評)

